43,　職務分掌規程

第 1 章　総則

第 1 条（目的）

本規程は、組織の各部門が分掌する職務の範囲を明確にし、責任と権限を適切に配分することで、組織的かつ能率的な運営および内部統制の強化を図ることを目的とする。

第 2 条（適用範囲）

本規程は、組織規程に定めるすべての部門および組織単位に適用する。

第 3 条（基本原則）

- 各部門は、定められた職務を責任をもって遂行する。
- 他部門の職務に不当に干渉してはならない。ただし、協力要請がある場合はこの限りではない。
- 部門間は全社最適の観点から相互に協調し、業務を効率的に処理する。

第 2 章　業務分掌

第 4 条（共通業務）

各部門は、以下の共通業務を遂行する。

- 所管業務の計画・予算立案・実施・分析
- 所管業務に関する申請・実行
- 服務管理・人事考課
- 庶務・備品管理・出張管理
- 金銭支出・入金管理
- 顧客対応・情報提供

第 3 章　部門別分掌

第 5 条（理事会）

- 方針・中期計画の策定
- 理事会総会の運営
- 内部監査計画の立案・実施
- 委員会関係管理

第 6 条（事務局 1 ）

総務・法務・規程管理・広報・固定資産管理などの統括部門

- 文書管理・連盟印管理
- 法務・契約管理
- 規程整備・内部統制
- 固定資産・車両・通信設備管理
- 渉外・広報

第 7 条（事務局 2 ）

- 人事制度企画

- 採用・異動・退職管理
- 賃金計算・賞罰
- 教育訓練・安全衛生
- 福利厚生

第 8 条（経理部）

- 資金計画・資金繰り
- 会計帳簿・決算
- 税務申告
- 債権債務管理

第 9 条（事務局 3 ）

- 営業計画・販売管理
- 顧客対応・契約管理
- 売掛金・買掛金管理
- 市場開拓・マーケティング

第 10 条（強化委員会 1 ）

- IT インフラ管理
- 情報セキュリティ
- 業務システム企画・運用

第 11 条（強化委員会 2 ）

- 製品開発・技術調査
- 品質管理・リリース管理

第 4 章　会議・委員会

第 12 条（設置）

特別の事項に関する審議・調査・諮問のため、会議・委員会・協議会等を設置できる。構成・運営は代表者が定める。

第 5 章　附則

第 13 条（所管）

本規程の所管は管理部とする。

第 14 条（改廃）

本規程の改廃は取締役会決裁による。 主旨変更を伴わない軽微な改定は代表者決裁で行う。

第 15 条（施行日）

2024 年 4 月 1 日より施行する。